

5 被 保 険 者

(1) 第 1 号被保険者

年齢 65 歳以上の練馬区民である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料を保険者である練馬区に対して直接納める。平成 23 年 3 月 31 日現在（住所地特例者を含め）137,915 人である。

第 1 号被保険者数 (単位：人)

年	19	20	21	22	23
年齢					
第 1 号被保険者数 (各年 3 月 31 日現在)	127,133	130,681	134,577	137,093	137,915
総人口 (各年 4 月 1 日現在)	692,899	699,403	704,590	707,319	708,488
比率	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%	19.5%

第 1 号被保険者数：年齢別 各年 3 月 31 日現在 (単位：人)

年	19	20	21	22	23
年齢					
65～69	37,209	37,329	38,706	38,343	36,093
70～74	34,704	34,916	34,401	34,041	33,976
75～79	26,032	27,230	28,203	29,212	30,357
80～84	16,162	17,381	18,593	19,726	20,569
85～89	8,323	8,921	9,550	10,244	10,926
90～94	3,546	3,666	3,767	4,054	4,453
95～99	1,026	1,081	1,172	1,275	1,301
100～	131	157	185	198	240
合 計	127,133	130,681	134,577	137,093	137,915

第 1 号被保険者の資格の取得・喪失の内訳 (単位：人)

年度	18	19	20	21	22	
年齢						
取得	65 歳到達	8,733	8,397	8,521	7,005	5,737
	転入	1,287	1,274	1,273	1,302	1,364
	その他	320	170	218	233	254
	増計	10,340	9,841	10,012	8,540	7,355
喪失	死亡	3,726	4,173	4,137	4,043	4,450
	転出	1,876	1,887	1,785	1,783	1,868
	その他	230	233	194	198	215
	減計	5,832	6,293	6,116	6,024	6,533

注：その他...転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人等

(2) 第2号被保険者

年齢 40 歳から 64 歳までの医療保険に加入している練馬区民である。

加齢が原因とされる特定の病気（指定された 16 疾病）により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険料の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。平成 18 年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅が対象施設となっている。

他住所地特例者

の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

適用除外施設入所者

身体障害者福祉法の身体障害者療護施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

住所地特例者数：再掲

各年 3 月 31 日現在（単位：人）

区分 \ 年	19	20	21	22	23
住所地特例者	600	660	732	802	837
他住所地特例者	83	150	209	234	277
適用除外施設入所者	22	21	27	64	96